

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 8 月 28 日

愛媛県美術館長 伊賀上 慶樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県美術館本館（展示室）照明設備更新業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県美術館本館（展示室）の照明の L E D 化 1 式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県松山市堀之内

愛媛県美術館本館

(6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されていること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 知事の審査を受け、令和 8 年度から令和 10 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ

た者であること。

(3) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。

(4) 愛媛県令和 7・8 年度建設工事等入札参加有資格者名簿に「電気工事」の業種の建設業者として登載されている者であること。

(5) 過去 5 年間に公立の美術館（公開承認施設）において、業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

(6) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(7) 愛媛県内に事業所を有し、修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(8) 上記 (1) から (7) について、適正かつ確実に業務を遂行できることの確認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県美術館総務課総務係

〒 790-0007

愛媛県松山市堀之内

電話（ 089 ） 932 － 0010

(2) 入札書の受領期限

令和 8 年 10 月 7 日（水）午前 10 時 00 分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和 8 年 9 月 25 日（金）までの開館時間中

（午前 9 時 40 分から午後 6 時 00 分まで。ただし、最終日は午後 5 時 00 分まで）に、(1) に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和 8 年 10 月 7 日（水）午前 10 時 00 分

愛媛県美術館本館 3 階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和8年9月25日（金）午後6時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県美術館長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県美術館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知する。（低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。）

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Upgrade of lighting equipment at the Main Building of Ehime Prefectural

Museum of Art Main Building

(2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 7 October 2026

(3) For further information, please contact: General Affairs Division, The
Museum of Art, Ehime, Horinouchi, Matsuyama, Ehime 790-0007 Japan
TEL 089-932-0010